

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2018年度
第 6 号

2018年11月20日
文責 馬場 隆

18確定交渉第 4 回 (11/19)

長期休業中の授業日設定の上限を15日に引き下げると回答 臨時的任用職員の待遇改善については前進なし

高教組は 11 月 19 日、今年度の確定交渉の第 4 回交渉を行いました。交渉には高教組から鍛冶委員長他 7 人が、県教委からは柴田教職員課長・鶴田人事管理監他 5 人が参加しました。

子ども看護休暇についての一定の改善等 5 項目について新たな回答

今年度の確定交渉の最後の交渉となる今回の交渉で、県教委は「これまでの議論を踏まえ、検討した結果」として、以下の 5 項目について新たな回答を行いました。

- ①子ども看護休暇で、対象の子が 2 人の場合、上の子が中学校を卒業する年は、1 月時点の付与日数は 10 日だが、4 月からは 5 日になる。現行では、3 月までに 2 日の休暇を取得した場合、4 月以降に取得できる日数は 3 日(5 日 - 2 日)としていたが、3 月までの取得日数が 5 日以内の場合は、4 月以降に 5 日取得できるように人事委員会と協議する。
- ②非常勤職員の子ども看護休暇についても、同様の改正を行う。
- ③事務職員等の時間外労働の抑制の観点から、労基法で規定された 36 協定を締結して来年度から実施するよう通知を出す。
- ④冷房の使用について、通知で定められている使用期間外でも、各学校の判断で使用できることを周知する。
- ⑤長期休業中の授業日の設定について、来年度から上限を 15 日程度としたい。

これらの回答は、高教組の要求を一定反映したものでしたが、第 1 回交渉で教育長が「喫緊の課題と認識している」と回答していた、臨時的任用職員への扶養手当の支給や給与上限の撤廃等については改善の回答がありませんでした。高

教組はこのことについて「教育長の回答はどこに行ったのか」と批判し、大きな課題として残っていることを確認させました。

授業日上限の引き下げで「年休や夏季休暇をしっかりとってほしい」(管理監)

長期休業中の授業日設定の上限の引き下げは、数年来、高教組が重点要求書で要求してきたのですが、今回、引き下げることにした理由について人事管理監は、夏季休業中の学校閉庁のとりくみを 3 年前からすすめてきたことをあげながら、「年休取得促進がかけ声だけに終わらないように」「夏季休暇をしっかりとってほしいということがある」と説明しました。各学校に対しては、校長会で伝えるとともに、来年度の行事予定の作成に間に合うように、教頭や教務主任にも周知したいと回答しました。

冷房使用の増加に対応する予算の保障 教職員の増員等について重ねて要求

冷房の使用期間についての柔軟な対応は、増加することになる電気料金の予算の保障がなければ、各学校の事務室が困ることになります。高教組はそのことを指摘して、予算的な保障を重ねて要求しました。これに対して県教委は「どれくらいの日数必要になるかは分からないので前もってその分を増額することはできない。他の部分をやりくりして予算内でできる場合もある。どうしても足りない場合は、所管課の方に予算要求してもらうことになる」と回答しました。

また、長時間労働是正のためには教職員の増員が必要だという声が圧倒的に多いことを改めて強調し、今後の課題として、この点での県教委の努力を重ねて要求しました。